

安曇野市国土強靱化地域計画【概要版】

国土強靱化とは

国土強靱化基本法の趣旨やこれまでの自然災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

第1章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置付け

策定の目的

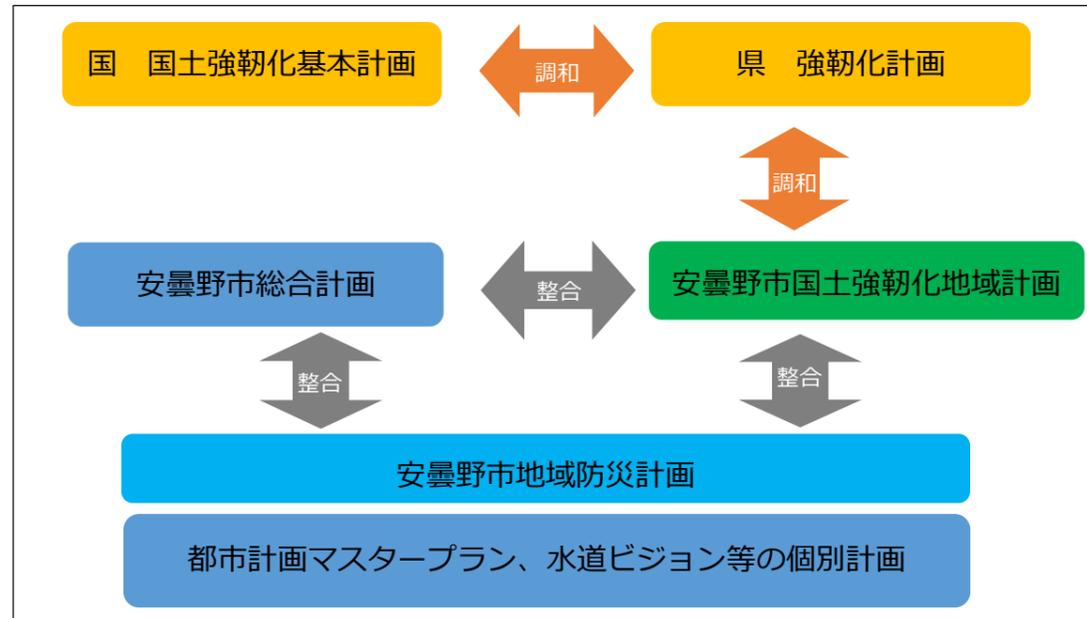
本市域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として、「安曇野市地域防災計画」を策定しており、発災前から発災後までのフェーズに応じた防災対策に取り組んでいます。

国においては、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施と国際競争力向上に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定し、取り組みが進められています。

そこで、本市においても、基本法の趣旨やこれまでの自然災害の教訓から、発災時の応急や復旧だけでなく、発災前からの社会経済システムの強靱化にも着目した「安曇野市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

計画の位置付け

基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第14条に基づき国の基本計画及び長野県強靱化計画と調和を保った計画です。また、安曇野市総合計画等との基本的な考え方の整合性が図られた計画とし、国土強靱化にかかる事項については、様々な個別分野での計画の指針とするものです。



(参考) 位置づけのイメージ

計画期間

令和4年度から令和9年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 本市の地域特性

本市の「自然的・社会的特性」「気象災害」等について整理しました。

第3章 基本的な考え方

基本目標

国及び県の計画と調和を保ちつつ、大規模自然災害に備え「強さ」と「しなやかさ」を持った持続可能な地域づくりを実現するため、次の基本目標を設定しました。

いかなる災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

基本目標を基に、8つの事前に備えるべき目標を設定しました。

1 直接死を最大限防ぐ
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3 必要不可欠な行政機能は確保する
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5 経済活動を機能不全に陥らせない
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

対象とする災害（リスク）

本計画においては、大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、洪水、土砂災害等）〕を対象とします。

第4章 脆弱性評価

基本目標や本市の地域特性などを踏まえ、国の基本計画を参考にし、本市が直面する恐れのある大規模自然災害に対応するために実施している、現行の取り組みの課題や今後の対応に関する評価を行いました。

評価の枠組みと手順

8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向け、28の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それらに対する本市が取り組む施策等について、状況の把握や現状の課題等を抽出しました。

第5章 具体的な取り組みの推進

施策分野

本市の各部課が所管する業務等を勘案し、国土強靱化に関する施策分野として、次の8つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定します。

【個別施策分野】

- (1) 行政・消防機能・防災教育等
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 環境・エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業・農業
- (7) 交通・物流
- (8) 国土保全

【横断的分野】

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 人材育成

具体的な取り組み

本市における、28の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、脆弱性評価の結果を踏まえ、重点的に実施する具体的な取り組みを施策分野ごとに整理しました。

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための具体的な取り組み

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（28項目）【計画 別表1】	具体的な取り組み（一部抜粋）【計画 別表2】
1	直接死を最大限防ぐ	① 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	公共施設等の減災対策の推進、都市の不燃化の促進、住宅・建築物の耐震化 上下水道の供給・機能確保の推進、幹線道路網等の整備及び維持管理 消防・救急体制の確保、防災教育等の推進、農地・森林等の保全 河川等・水路の管理体制、土砂災害対策の強化、防災行動の普及啓発 安全な避難体制及び避難所生活環境の確保、避難行動の周知啓発 等
		② 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
		③ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		④ 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	
2	救助・救護、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	公共施設等の減災対策の推進、業務継続体制の強化、災害発生時の配備体制 安全な避難体制及び避難所生活環境の確保、消防・救急体制の確保 広域的な応援・受援体制の充実、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の早期確保 上下水道の供給・機能確保の推進、エネルギー供給の確保 避難者の健康管理、避難行動要支援者支援の充実 医療・福祉関係施設における災害対応体制の強化 D M A T や他自治体からの受援体制、感染予防・衛生環境の維持 災害廃棄物の処理体制の確保、災害ボランティアの充実 帰宅困難者対策、幹線道路網等の整備及び維持管理 等
		② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
		③ 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		④ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
		⑤ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
		⑦ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	① 市職員、施設等の被災による市役所機能の機能不全	公共施設等の減災対策の推進、業務継続体制の強化、災害発生時の配備体制 財務処理体制の確保、エネルギー供給の確保 等
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	① 災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	市民等への情報伝達手段の多様化、防災行政無線等の適正管理、 公共施設等の減災対策の推進、業務継続体制の強化、エネルギー供給の確保
		② 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	① サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の早期確保、エネルギー供給の確保 企業等における事業継続体制の確立に向けた支援 等
		② 食料等の安定供給の停滞	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	① 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やプロパンガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	上下水道の供給・機能確保の推進、エネルギー供給の確保 企業等における事業継続体制の確立に向けた支援 幹線道路網等の整備及び維持管理、交通インフラの防災対策 都市型水害対策、土砂災害対策の強化
		② 上水道等の長期間にわたる供給停止及び汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		③ 交通インフラの長期間にわたる機能停止	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	① 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	都市の不燃化の促進、住宅・建築物の耐震化、文化財施設等の保護 避難行動要支援者支援の充実、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の早期確保 防災行政無線等の適正管理、中小企業者・農林業者への復興支援の充実 市民等への情報伝達手段の多様化、農地・森林等の保全 農地・森林等の復旧対策、ため池の防災対策 幹線道路網等の整備及び維持管理、都市型水害対策、土砂災害対策の強化 避難行動の周知啓発、地域における防災意識の普及啓発 等
		② 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物（暗渠）の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
		③ ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
		④ 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃被害の発生	
		⑤ 農地・森林等の被害による国土の荒廃	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	業務継続体制の強化、災害発生時の配備体制、財務処理体制の確保 文化財施設等の保護、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の早期確保 災害廃棄物の処理体制の確保、被災者支援対応人材の育成 災害ボランティアの充実、地域の研修の開催
		② 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
		③ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	
		④ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	

安曇野市国土強靱化地域計画

令和4年（2022年）3月

安曇野市

目 次

第1章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置付け	
1. 策定の目的	P 1
2. 位置づけ	P 1
3. 計画期間	P 2
第2章 本市の地域特性	
1. 概況	P 3
2. 災害の歴史	P 4
3. 本市の対応	P 6
第3章 基本的な考え方	
1. 基本理念	P 7
2. 基本目標	P 7
3. 事前に備えるべき目標	P 7
4. 対象とする災害（リスク）	P 8
5. 配慮すべき事項	P 14
第4章 脆弱性評価	
1. 評価の枠組みと手順	P 16
2. 事前の備えが効果を発揮する期間	P 17
3. 脆弱性評価結果	P 18
第5章 具体的な取り組みの推進	
1. 施策分野	P 19
2. 具体的な取り組み	P 19
別紙 1	「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果
別紙 2	重点的に実施する具体的な取り組み

第1章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置付け

1. 策定の目的

本市では、本市域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害対策基本法の規定に基づき、「安曇野市地域防災計画」を策定しており、各種災害に係る課題・教訓の反映や国・県等の上位計画との整合を図るため、毎年度、同計画を修正し、発災前から発災後までのフェーズに応じた防災対策に取り組んでいます。

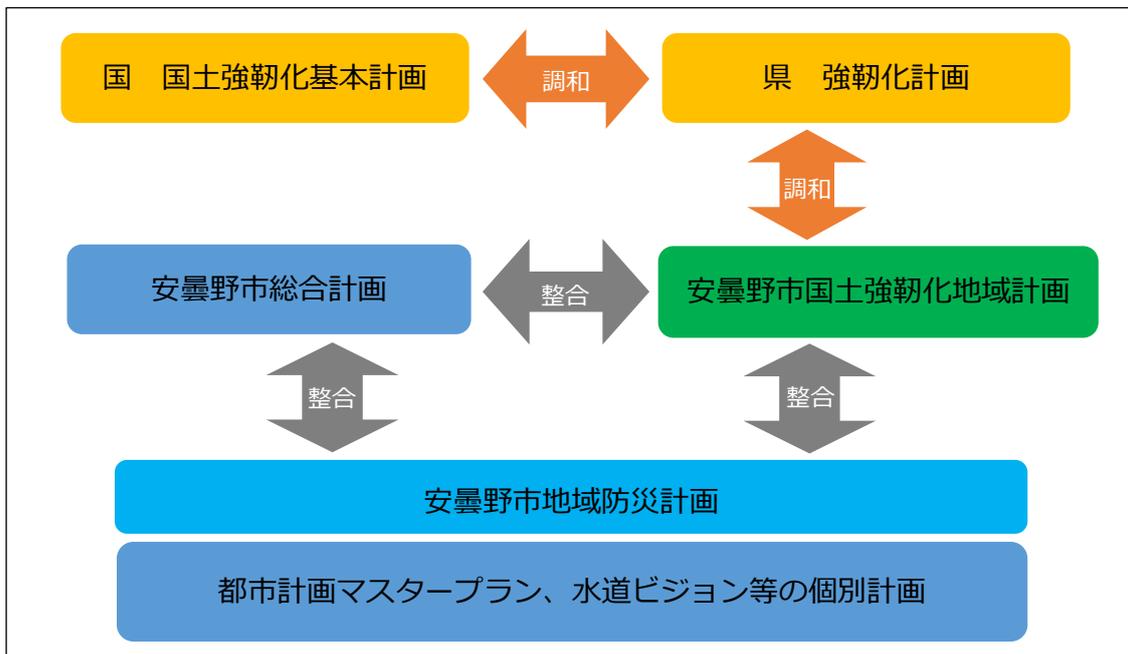
国においては、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施と国際競争力向上に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。そして、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化にかかる国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、取り組みが進められています。

そこで、本市においても、基本法の趣旨やこれまでの自然災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための施策を推進していくため、発災時の応急や復旧だけでなく、発災前からの社会経済システムの強靱化にも着目した「安曇野市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2. 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第14条に基づき国の基本計画及び長野県強靱化計画と調和を保った計画です。

また、安曇野市総合計画と基本的な考え方の整合性が図られた計画とし、国土強靱化にかかる事項については、様々な分野での個別計画の指針となるものです。



【参考】地域防災計画との関係（比較）

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
特徴	最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会等を事前につくりあげていくもの	「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもの
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
関係		

3. 計画期間

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和9年度（2027年度）までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、計画期間の途中で必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 本市の地域特性

1. 概況

(1) 本市の位置及び地勢の特性

本市は、長野県のほぼ中央に位置し、西部は北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯であり、燕岳、大天井岳、常念岳など海拔 3,000m 級の山々があります。その北アルプスを水源とする中房川、烏川、梓川、高瀬川などが犀川に合流する市の東部は、海拔 500m～700m の概ね平坦な複合扇状地となっており、北は大町市、松川村、池田町、生坂村、筑北村、南は松本市に隣接しています。

(2) 地質

本市の基盤地質は、松本盆地の中央部を通るとされる糸魚川－静岡構造線で大きく二つに分けられます。糸魚川－静岡構造線の西側は、主に砂岩・泥岩・チャートなどの岩石からなる付加コンプレックスと花こう岩類で構成されています。一方、東側はフォッサマグナ地域に属する新第三紀以降の堆積岩類から構成されています。

扇状地堆積物・段丘堆積物は、主に松本盆地の西側に広く分布しています。大きな河川を通じて北アルプス側から供給された大量の砂礫は松本盆地に厚く堆積していて、その厚さは松本盆地東縁断層の西側付近で最大となり、400m～500m と推定されています。この厚い砂礫層は地下水の帯水層となっていて、湧水地帯の地下水の供給源となっています。

(3) 気候

本市は盆地に位置するため内陸性気候で、気温の年較差が大きいという特徴があります。

年平均気温は約11.5℃、8月の平均気温は24.5℃の一方、1月の平均気温は-0.9℃まで下がり寒暖の年較差が大きくなっています。また、全般に湿度が低く、真夏でもしのぎやすい気候です。

降水量の平年値は 1,100mm 前後で、国内でも雨の少ない地域に当たります。特に、冬季の降水量は少なく、太平洋側の特徴を示しています。

また、本市の気象現象の特徴の一つに霧の発生があります。その多くは内陸の盆地で発生しやすいとされる放射霧によるものですが、犀川、高瀬川、梓川などでは、10月～12月 にかけて蒸発霧（川霧）の発生もみられ、用水路などからも水蒸気により霧が発生します。

(4) 人口

本市の人口は、令和2年10月1日現在で 94,222人（令和2年国勢調査）となっています。

人口推計では、本市の人口は今後減少していくことが見込まれる一方、老年人口割合は上昇の一途をたどることが想定されます。

(5) 交通基盤

本市の公共交通機関は、デマンド型乗合タクシー、JR大糸線（9駅）、篠ノ井線（2駅）、バス路線があります。道路網については、長野自動車道を中心に国道19号、147号、403号の一般国道と主要地方道5本及び一般県道19本を有していますが、幅員が狭い箇所もあり、拡幅改良が今後の課題です。

(6) 産業

本市は北アルプスの麓に広がる複合扇状地であって、多くの歴史的用水により県内有数の米どころであるとともに、湧水を利用したわさび、りんご等の果樹といった農産物が生産されています。

また、製造品出荷額等は県内上位に位置し、農林水産業、商工観光業等の各産業がバランスよく発展しています。

2. 災害の歴史

(1) 地震

西暦	年号	月	日	主な状況
1984	昭和 59	9	14	長野県西部地震M6.8 王滝村で震度5を観測（直下型） 御嶽山の山体崩壊による土石流、岩屑流が発生 死者・行方不明者 29名、負傷者 10名 家屋全壊 14棟、半壊 73棟、一部損壊 517棟 被害総額 254億円
2011	平成 23	3	11	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）M9.0 ※本市で震度3を観測
2011	平成 23	3	12	長野県北部地震M6.7 栄村で震度6強、死者3名（避難生活中の災害関連死と認定）、軽傷者10名、住宅全壊33棟、半壊169棟、一部損壊492棟 ※長野県中部で震度3を観測
2011	平成 23	6	30	長野県中部地震M5.4 松本市丸の内ですら震度5強 死者1名 負傷者17名 商業施設の外壁落下、瓦屋根の破損、ブロック塀の倒壊、立体駐車場内での車両落下 ※本市で震度3を観測
2014	平成 26	11	22	長野県神城断層地震M6.7 ※長野市（戸隠・鬼無里）・小谷村中小谷・小川村高府で震度6弱を観測 負傷者46名 ※本市で震度4を観測
2017	平成 29	12	6	長野県中部でM5.2 ※本市で震度4を観測
2020	令和 2	4	23	長野県中部でM5.5 ※松本市で震度4、本市で震度2を観測

(2) 風水害（土砂災害・雪害）

西暦	和暦	月	日	主な状況
1983	昭和 58	9	28	台風 10 号 県内各地で被害が発生、死者 9 名、家屋全壊 53 世帯、床下浸水 6,975 世帯に達した。 本市においても、豊科田沢地籍で国道 19 号の路肩が崩壊。明科地域で警戒水位を突破し、床上浸水 13 世帯、床下浸水 72 世帯、穂高地域でも床下浸水 33 世帯の被害を受けた。
1996	平成 8	6	8	通称：平成 8 年 6 月豪雨 穂高地域万水川・穂高川合流地点の堤防が決壊。また、高瀬川安曇橋上流の堤防も決壊した。
1999	平成 11	6	29	通称：平成 11 年 6 月豪雨梅雨前線豪雨 豊科地域では、万水川をまたぎ矢原堰の水路を支えてきた「めがね橋」が崩壊。穂高地域では烏川富田橋下流の堤防が崩落するなど大きな被害を受けた。
2004	平成 16	10	20	通称：台風 23 号 明科地域では、総雨量 161 ミリを記録。床下浸水、土砂災害（国道 403 号土砂崩落、自主避難 78 名）が発生。穂高地域では、小岩岳で 50 世帯に避難勧告が出された。
2006	平成 18	7	19	通称：平成 18 年 7 月豪雨 市内全域で道路の冠水や林道の土砂崩落などの被害を受けた。明科地域（小泉・萩原・木戸地区）に避難勧告（28 世帯・88 人）が発令。このほか床下浸水 2 世帯、中房線、国道 403 号で通行止めになるなどの被害を受けた。
2014	平成 26	2	14	通称：平成 26 年豪雪 県内において死者 4 名 本市内で約 80 cm の積雪 2 月 14 日から 3 月 19 日まで、本市大雪対策本部を設置 人的被害は 3 名（重症骨折）、農業被害総数は 202 件
2018	平成 30	7	5	通称：平成 30 年 7 月豪雨「西日本豪雨」 池田町との境付近の高瀬川堤防にて浸食崩壊
2019	令和元	10	12	通称：台風 19 号「令和元年東日本台風」 本市に大雨特別警報発令 大口沢区林道で一部土砂災害発生
2020	令和 2	7	8	令和 2 年 7 月豪雨 睦橋の水位が氾濫危険水位を超えて増水したため、避難勧告を発令（堤防決壊等はない）
2021	令和 3	8	14	令和 3 年 8 月豪雨 陸郷の水位が氾濫危険水位を超えた。明科に警戒レベル 5 緊急安全確保発令（堤防決壊等はない）

3. 本市の対応

本市では、本市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、大規模自然災害からの復興に向けた取り組みの推進を図ることを目的に、本市域にかかる災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策に関して、本市及び関係各機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を示し、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図る「安曇野市地域防災計画」を策定しています。

さらに、市民の生命、身体及び財産を保護しなければならない地方公共団体は、非常時であっても一定の行政サービスを維持していかなければなりません。

非常事態時に優先して行う業務、縮小・休止する業務を選定し、中核となる業務（事業）の継続や早期復旧を可能とするための、業務（事業）継続計画（「BCP」）を平成27年3月に策定しました。

また、近年の災害の課題・教訓の反映や国の防災基本計画及び長野県地域防災計画等の上位計画、関連計画との整合を図るため、毎年度、地域防災計画の修正を行っています。

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

これまで日本各地では、地理的・地形的・気象的な特性から、多くの災害に苦しめられてきました。その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的な損失を被っています。

大規模自然災害等が発生する度に、甚大な被害を受け、長期間をかけて復旧復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、東日本大震災や熊本地震、令和元年東日本台風等からの教訓を踏まえ、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、「防災」の範囲を超えた地域づくりを発災前から行っていくことが重要です。

そして、この地域づくりを通じて、本市の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を整備する必要があります。

2. 基本目標

上記の基本理念の基に、以下の4点を基本目標とします。

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1) 人命の保護が最大限図られること
- 2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4) 迅速な復旧復興

3. 事前に備えるべき目標

前記の基本目標の実現に向け、国の基本計画を踏まえつつ、大規模自然災害等の発生直後からの復旧・復興プロセスでの時間軸を考慮した、次の8つの事前に備えるべき目標を設定します。

○事前に備えるべき目標

1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 対象とする災害（リスク）

本計画で想定する災害（リスク）は、市域の特性も踏まえ、大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、洪水、土砂災害等）〕を対象とします。

（1）想定される地震

本市には活断層が確認されており、安曇野市地域防災計画では、糸魚川—静岡構造線断層帯の地震が本市に最大規模の被害をもたらすと想定されています。

想定地震の諸元

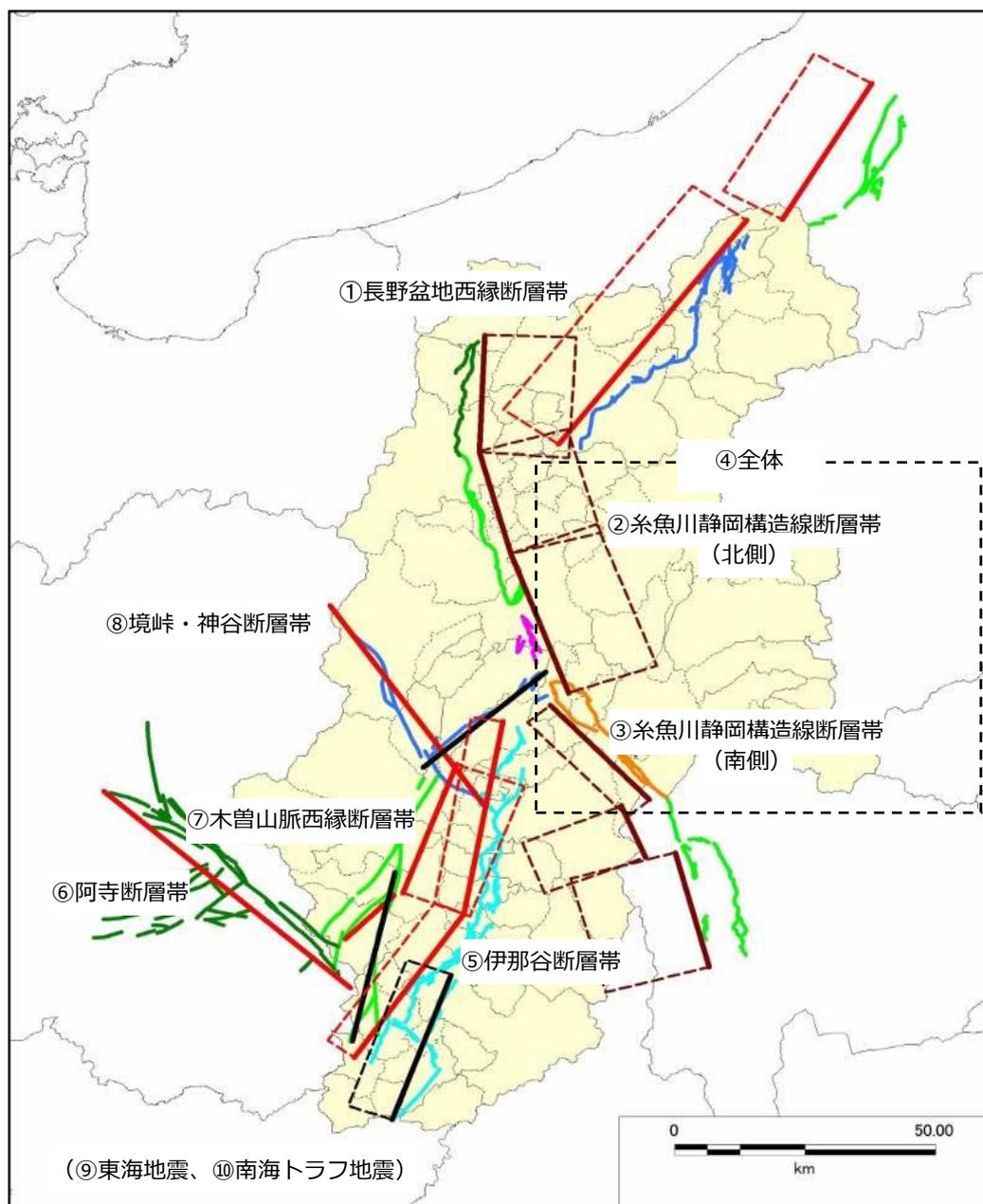
地震名	長さ (km)	マグニチュード		
		Mj	Mw	
① 長野盆地西縁断層帯の地震	58	7.8	7.1	
②	全体	150	8.5	7.64
③ 糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	北側	84	8.0	7.14
④	南側	66	7.9	7.23
⑤ 伊那谷断層帯（主部）の地震	79	8.0	7.3	
⑥ 阿寺断層帯（主部南部）の地震	60	7.8	7.2	
⑦ 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	40	7.5	6.9	
⑧ 境峠・神谷断層帯（主部）の地震	47	7.6	7.0	
⑨ 想定東海地震		8.0	8.0	
⑩ 南海トラフ巨大地震		9.0	9.0	

出典：第3次長野県地震被害想定調査（平成27年度）、安曇野市地域防災計画

※気象庁マグニチュード（Mj）とモーメントマグニチュード（Mw）について

断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（Mj）を算出、その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めた。

想定地震（活断層）の位置



出典：第3次長野県地震被害想定調査（平成27年度）、安曇野市地域防災計画

主な地震被害の想定

想定地震			内陸型			海溝型	
			糸魚川—静岡構造線断層帯		境峠・神谷 断層帯 (主部)	南海トラフ 巨大地震 (陸側)	
			(全体)	(北側)			
最大震度			7	6強	6弱	5強	
大項目	小項目	単位					
建物 被害	液状化	全壊	棟	10	10	10	10
		半壊	棟	110	60	40	40
	揺れ	全壊	棟	3,960	160	*	0
		半壊	棟	8,290	1,270	130	10
	断層変位	全壊	棟	160	150	0	
	土砂災害	全壊	棟	80	50	*	*
		半壊	棟	230	160	*	*
	火災	焼失	棟	1,010	0	0	0
	合計	全壊・焼失	棟	5,070	220	10	10
		半壊	棟	8,630	1,490	170	50
人的 被害	死者数		人	200 (10)	10 (*)	* (*)	* (*)
	負傷者数		人	2,170 (300)	280 (10)	40 (20)	70 (*)
	重傷者数		人	1,050 (*)	150 (*)	10 (*)	10 (*)
支援	最大避難者数※被災2日後		人	24,660	4,750	1,390	430
ライ フラ イン	上水道断水人口		人	92,640	58,570	35,320	22,560
	下水道支障人口		人	85,740	55,210	32,260	23,800
	電力停電件数		軒	41,290	24,310	14,950	10,020
物資 不足	食料過不足量		食	△4,370	14,010	15,220	15,280
	飲料水過不足量		瓶	△219,870	△57,450	△13,810	2,340
	毛布過不足量		枚	△8,150	2,060	2,730	2,760

出典：第3次長野県地震被害想定調査（平成27年度）、安曇野市地域防災計画

※1：被害想定はそれぞれが最大になる地震発生時の条件を考慮した場合を示す。

※2：各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

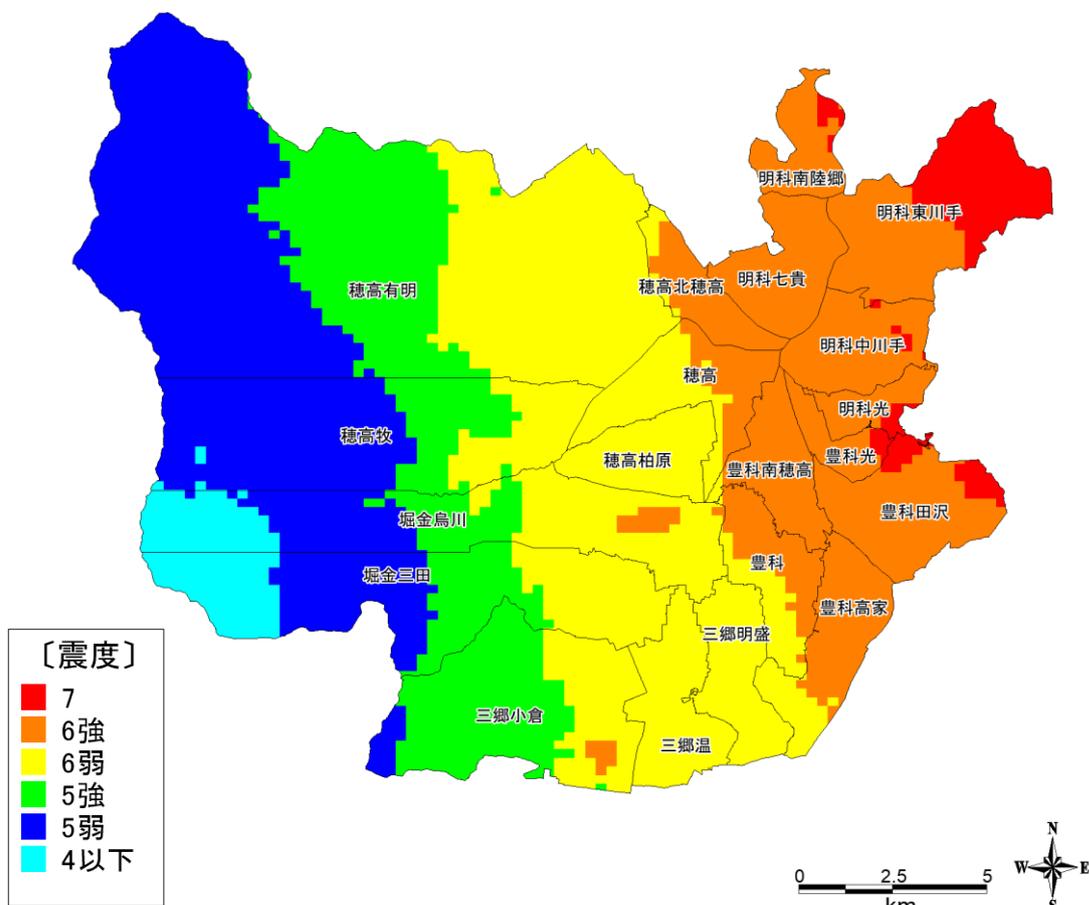
*：わずか

※3：「断層変位」は地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、「揺れ」による全壊被害の内数とする。

※4：人的被害は観光客を考慮した場合を示す。表中の括弧（ ）は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。

※5：「物資不足」では△が不足量を、正の数が必要量を上回る主要備蓄量や給水可能量を示す。

糸魚川—静岡構造線断層帯の地震（全体）の震度分布



出典：第3次長野県地震被害想定調査（平成27年度）

(2) 想定される水害

本市は松本盆地の底の部分に位置していることから、盆地のすべての水（河川）が集まり、山間部は急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件から、水害が発生しやすい地域であり、過去に河川の氾濫・洪水等の水害が発生しています。

国土交通省と長野県では、想定し得る最大規模の降雨（概ね1,000年に1回程度、以下「最大規模降雨」という。）及び、洪水防御に関する計画の基本となる降雨（概ね100年に1回程度、以下「計画規模降雨」という。）の、それぞれの想定規模に伴う洪水により氾濫した場合の浸水状況を推計しています。

水害建物被害推計

旧大字名	全建物棟数	床上浸水		床下浸水	
		棟数	被災率	棟数	被災率
豊科	6,782	9	0%	1,222	18%
豊科南穂高	3,165	853	27%	480	15%
豊科高家	5,021	1,442	29%	2,116	42%
豊科田沢	1,008	520	52%	60	6%
豊科光	719	0	0%	0	0%
穂高	7,717	508	7%	211	3%
穂高有明	9,822	168	2%	257	3%
穂高柏原	3,233	0	0%	0	0%
穂高牧	865	0	0%	0	0%
穂高北穂高	1,801	1,027	57%	740	41%
三郷小倉	2,301	129	6%	170	7%
三郷温	4,114	2	0%	2,141	52%
三郷明盛	6,014	0	0%	519	9%
堀金烏川	4,772	33	1%	515	11%
堀金三田	2,176	0	0%	49	2%
明科光	683	2	0%	1	0%
明科中川手	1,876	696	37%	27	1%
明科東川手	1,148	548	48%	3	0%
明科七貴	1,797	762	42%	127	7%
明科南陸郷	528	139	26%	1	0%
安曇野市合計	65,541	6,840	10%	8,640	13%

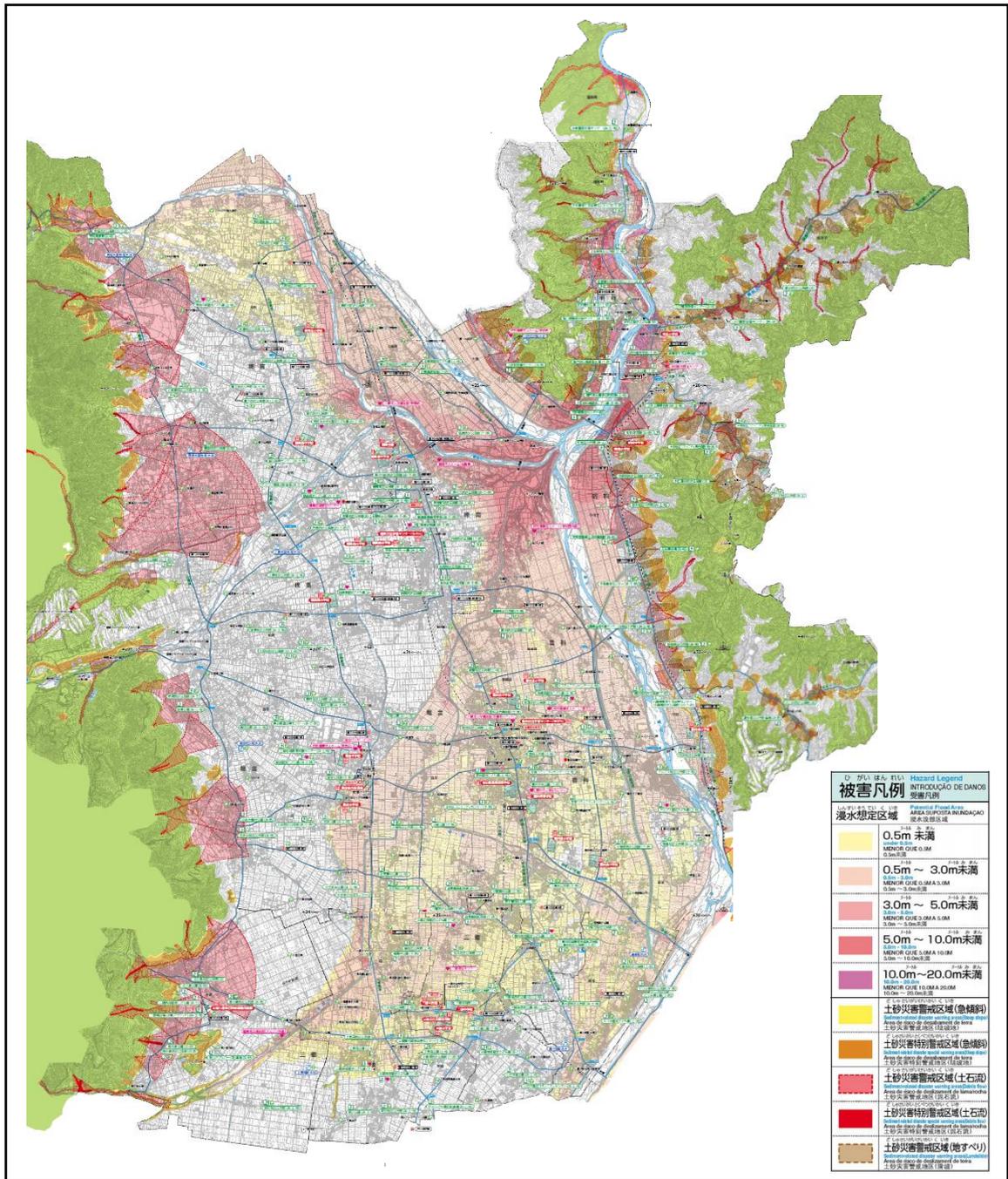
出典：安曇野市災害廃棄物処理計画（平成30年度）

(3) 想定される土砂災害

市域の東西を急峻な山地帯が囲んでおり、法指定による土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所など、土砂災害を警戒すべき区域・箇所が多数存在しています。

これらの区域・箇所での土砂災害を想定するほか、法未指定の区域・箇所についても土砂災害が起こる可能性があります。また、本市の地形・地質構造から風水害に起因する土砂崩落、地すべり等も懸念されます。

安曇野市防災マップ（水害・土砂災害） 令和3年改訂



5. 配慮すべき事項

(1) 市民等の主体的な参画

市民、市民団体、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、県、市、市民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できる取り組みを推進します。

(2) 効率的・効果的な施策の推進

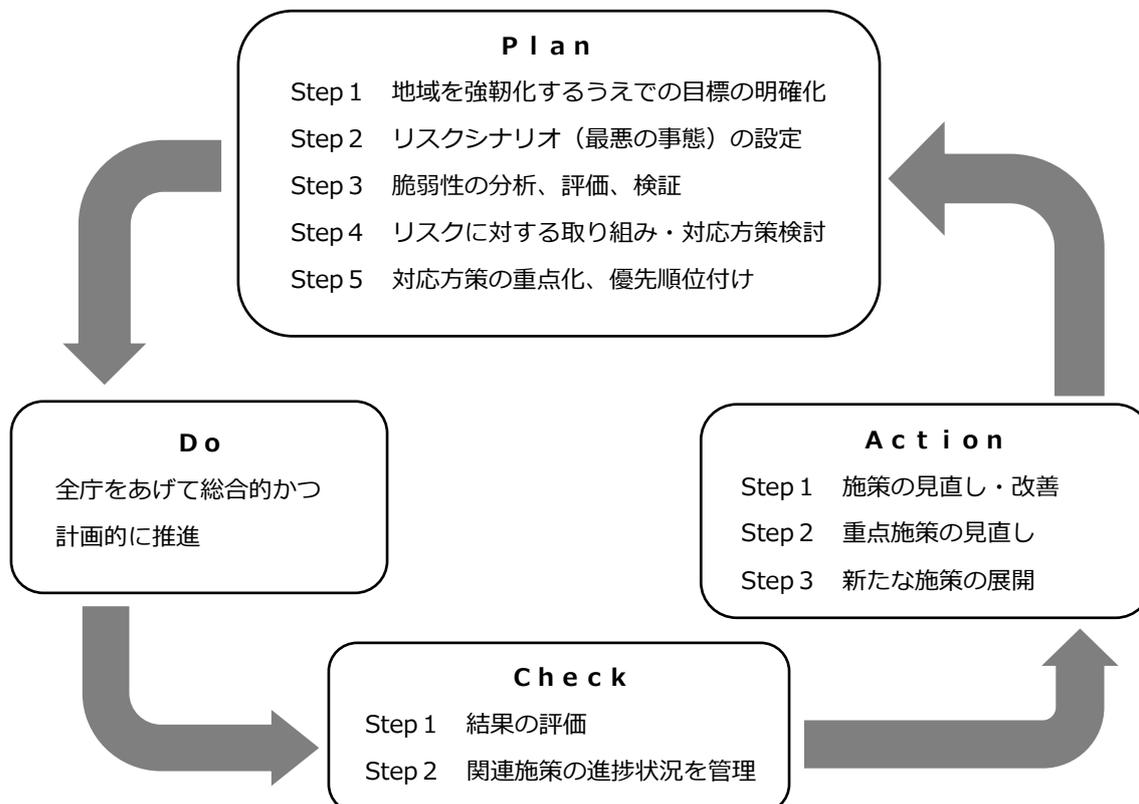
基本目標に即して、優先度や費用対効果を考慮したうえで、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がけます。

また、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設をはじめとした公共施設については、予防保全の推進と日常的な維持管理の着実な実践、更新時期の見極めなどの確なファシリティマネジメントを推進します。

(3) 施策の推進とPDCAサイクル

効率的・効果的に強靱化の取り組みを進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要があります。そのため、本計画に位置づける個別の施策の推進は基本目標を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていきます。

また、個別の施策については、基本的に総合計画やそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、強靱化に関連する他の計画を見直す際には、本計画との整合性について留意するものとします。



(4) 地域の特性に応じた施策の推進

地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観への配慮や地域での利用など、平常時にも有効活用される対策を取り入れることとします。

また、人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、女性、高齢者、子ども、外国人、障がい者等に十分に配慮し、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。

(5) 県や近隣自治体との連携

国土強靱化を効果的に進めるため、県や近隣自治体等と十分な情報共有・連携を図り、効果的な防災・減災を推進します。

第4章 脆弱性評価

1. 評価の枠組みと手順

第3章に掲げた、基本目標や本市の地域特性などを踏まえ、国の基本計画を参考に7ページで設定した、8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、28の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定し、それらに対する本市の取り組んでいる施策等について、その取り組み状況の把握や、現状の課題等を抽出しました。

事前に備えるべき目標	28の起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員、施設等の被災による市役所機能の機能不全
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止及び汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物（暗渠）の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃被害の発生
	7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. 事前の備えが効果を発揮する期間

効果を発揮する期間	(想定) 地震被害における効果を発揮する主な期間					
	発災時	発災直後	1週間	1カ月	6カ月	それ以降
災害発生の瞬間から公的な救助が到着するまでの間	1 直接死を最大限防ぐ					
災害発生直後から災害急性期医療の時期を経て、仮設住宅（みなしを含む）が整うまでの間		2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確保する				
災害発生直後から行政の業務負荷が概ね発災前の状況に戻るまでの間・台風のように事前に大規模自然災害発生の懸念があるときから発災までの間の対応を含む		3 必要不可欠な行政機能は確保する				

効果を発揮する期間	(想定) 地震被害における効果を発揮する主な期間					
	発災時	発災直後	1週間	1カ月	6カ月	それ以降
災害発生の瞬間から各種ライフラインの復旧が始まるまでの間		4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する				
発災後、被災地の経済活動の停止や、交通分断等の影響が被災地外に及び始める頃から、被災地の経済活動の再開、交通分断の解消が進むか、代替措置が整い、被災地外の活動が概ね正常化するまでの間		5 経済活動を機能不全に陥らせない				
救助・救急活動が最優先となる時期を過ぎて以降			6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる			
最初の物的被害（施設等の被災）が発生した直後から、新たな災害となる物質や施設等が除却されるか、当該物的被害の復旧（代替措置含む）が終わるまでの間		7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない				
住宅の一部入居開始の受付が始まる時期以降				8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		

3. 脆弱性評価結果

16ページで設定した、28の「起きてはならない最悪の事態」に対応する、本市の取り組んでいる施策等について、その取り組み状況の把握や現状の課題等を分析・評価（脆弱性評価）しました。

評価結果は、【別紙1】のとおりです。

第5章 具体的な取り組みの推進

1. 施策分野

本市の各部課が所管する業務等を勘案し、国土強靱化に関する施策分野として、次の8つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定します。

【個別施策分野】

- (1) 行政・消防機能・防災教育等
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 環境・エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業・農業
- (7) 交通・物流
- (8) 国土保全

【横断的分野】

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 人材育成

2. 具体的な取り組み

本市における、28の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、脆弱性評価の結果を踏まえ、重点的に実施する具体的な取り組みを施策分野ごとに【別紙2】に記載します。

また、各施策の進捗状況や社会情勢等の変化、国・県、関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【別紙 1】 (安曇野市国土強靱化地域計画18ページ「3.脆弱性評価結果」)

28の「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		
項目	内容	担当課
1 市有建築物等の耐震化	① 庁舎や学校、市営住宅などの市有建築物の耐震対策は概ね順調に進んでいるが、未了のものもあるため、さらなる耐震化及び長寿命化、建替、機能移転による除却等を推進する必要がある。	施設所管課
	② 天井や昇降機、窓ガラス、照明設備等の非構造部材についても耐震対策を進める必要がある。	施設所管課
2 民間住宅・建築物の耐震化	① 旧耐震基準の住宅に居住している市民に対し、耐震化の必要性を周知し、耐震化を促進する必要がある。	建築住宅課
	② 多数の人が利用する特定建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知し、耐震化を促進する必要がある。	
	③ 「安曇野市耐震改修促進計画」に基づき、民間住宅及び建築物の耐震化を促進する必要がある。	
	④ ブロック塀等についても耐震対策を進める必要がある。	
3 交通施設、公園施設の耐震化	① 橋梁などの交通施設の耐震化及び長寿命化、照明柱や標識柱の倒壊対策等を進める必要がある。	維持管理課
	② 公園施設等の耐震化や長寿命化対策、公園施設長寿命化計画の策定・更新を行うとともに、避難場所等としての機能を持つ公園施設の整備を図っていく必要がある。	都市計画課
4 空き家等の適正管理	① 災害発生時の倒壊等による被害を防ぐため、老朽住宅や危険空き家の除去等を特定行政庁（県）や関係機関との連携により進める必要がある。	移住定住推進課
5 防災意識の向上	① 市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や防災訓練を実施する必要がある。	危機管理課
	② 住宅内で被害を受けないように家具固定等防災対策の普及啓発を図る必要がある。	危機管理課 建築住宅課
6 危険性の周知	① 市民が災害の危険性を事前に把握するため、洪水ハザードマップや地震防災マップ、大規模盛土造成地マップの改訂及び周知を進める必要がある。	危機管理課 建築住宅課

7	避難行動支援	①	市民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所や一時避難場所の指定などを進め、周知する必要がある。	危機管理課
		②	災害時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、「避難行動要支援者名簿」の更新などを行う必要がある。	福祉課
		③	被災建築物や被災宅地における二次災害を防止するため、危険度判定士の登録先である県及び関係機関と連携して、判定士の養成・登録を進める必要がある。	建築住宅課

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1 - 2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生				
項目		内容		担当課
1	都市の不燃化対策	①	都市の不燃化を促進するため、防火、準防火地域の指定等を行う必要がある。	都市計画課
		②	道路・公園の整備や広幅員道路の整備等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。	
		③	区画整理事業、市街地再開発事業、道路・街路整備事業、公園整備事業などの市街地整備や施設整備により、良質な市街地形成を進める必要がある。	
2	空き家等の適正管理	①	大規模火災時の延焼防止のため、老朽住宅や危険空き家の除去等を特定行政庁（県）や関係機関との連携により進める必要がある。	移住定住推進課
3	消防・救急体制の充実	①	大規模火災による被害を軽減するため、消防防災施設や消防車両などの計画的な整備を行い消防力の充実強化を図るとともに、消防団の活動強化や消防用水の確保等を進める必要がある。	危機管理課
4	消防体制の広域化	①	緊急消防援助隊等の受入れ体制整備等、消防体制の広域化について検討する必要がある。	危機管理課
5	防災意識の向上	①	市民の防災意識の向上を図るため各種啓発活動や防災訓練を実施する必要がある。	
6	危険性の周知	①	市民が災害の危険性を事前に把握するため、地震防災マップを改訂し、周知を進める必要がある。	
7	避難行動支援	①	市民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所や一時避難場所の指定などを進め、周知する必要がある。	
		②	災害時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、「避難行動要支援者名簿」の更新などを行う必要がある。	福祉課

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生			
項目	内容		担当課
1 治水対策	①	市街地等の浸水による死傷者を防ぐため、豪雨や台風などに備えた治水対策の推進が必要である。	建設整備課 維持管理課
	②	河川堤防や護岸及び水位計等の情報機器について、国・県や関係機関と連携して検討する必要がある。	都市計画課
	③	公共施設における浸水対策を進める必要がある。	施設所管課
2 都市基盤施設の整備と老朽化対策	①	市街地等の浸水を防ぐため、下水道施設等の都市基盤施設の整備や老朽化対策を推進する必要がある。	都市計画課 下水道課
	②	豪雨時のアンダーパスの冠水対策や道路の事前通行規制の手法の検討などが必要である。	維持管理課
	③	ため池や水路等の農業用施設の改修や老朽化対策を推進する必要がある。	耕地林務課
3 防災意識の向上	①	市民の防災意識の向上を図るため各種啓発活動や防災訓練を実施する必要がある。	危機管理課
4 危険性の周知	①	市民が災害の危険性を事前に把握するため、浸水想定区域を示した洪水ハザードマップの改訂及び周知を進める必要がある。	危機管理課 建設整備課
5 避難行動支援	①	市民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所や一時避難場所の指定などを進め、周知する必要がある。	危機管理課
	②	災害時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、「避難行動要支援者名簿」の更新などを行う必要がある。	福祉課

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生			
項目	内容		担当課
1 土砂・山地災害等対策	①	土砂災害、山地災害を防ぐため砂防ダムや治山ダム等の施設整備を推進する必要がある。	耕地林務課 建設整備課
	②	森林の持つ水源涵養を発揮させるため、森林整備・保全を推進する必要がある。	耕地林務課
2 警戒区域外への誘導	①	土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する移転や補強への補助を推進する必要がある。（災害危険住宅移転事業）	危機管理課 建築住宅課
3 防災意識の向上	①	市民の防災意識の向上を図るため各種啓発活動や防災訓練を実施する必要がある。	危機管理課

4	危険性の周知	①	市民が災害の危険性を事前に把握するため、土砂災害警戒区域等を示した土砂災害ハザードマップの改訂及び周知を進める必要がある。	危機管理課
5	避難行動支援	①	市民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所や一時避難場所の指定などを進め、周知する必要がある。	危機管理課
		②	災害時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、「避難行動要支援者名簿」の更新などを行う必要がある。	福祉課

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止				
項目		内容		担当課
1	食料・医薬品等の確保	①	飲食料等について、必要備蓄量を設定し、避難所等でも備蓄すると同時に、調達・確保手段の多様化を推進する必要がある。	危機管理課
		②	医薬品、医療用資器材等について必要備蓄量を設定し、災害拠点病院等でも備蓄すると同時に、調達・確保手段の多様化を推進する必要がある。	健康推進課
2	電力・燃料等の確保	①	電力等の供給停止に備え、庁舎や避難所、救急告示医療機関等に非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等の促進を周知する必要がある。	危機管理課 財産管理課 健康推進課
		②	電力や燃料の供給停止に備え、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池、燃料電池、電気自動車等の利活用を推進する必要がある。	施設所管課 財産管理課 環境課
		③	災害時のエネルギー確保の観点からコージェネレーション（※1）、燃料電池のほか、蓄電池、太陽光発電等の再生可能エネルギーを組み合わせた自立・分散型エネルギー供給システムの構築に取り組む必要がある。	施設所管課 危機管理課
3	上水道・交通等の維持確保	①	水道等のライフライン施設の老朽化・耐震化対策などを促進する必要がある。	上水道課
		②	救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路等の橋梁の耐震化、無電柱化、照明柱や標識柱の倒壊対策等、沿道建築物の耐震対策などにより、通行機能を確保する必要がある。	建設整備課 維持管理課
4	BCP策定、広域処理の確保	①	早期復旧のため、市BCPにそってBCM（※2）を実施する必要がある。	危機管理課

		② 早期復旧のため、広域的な応援・受援体制の構築や事業者間の連携により、迅速な道路啓開体制等の充実が必要である。	危機管理課 建設整備課 維持管理課
--	--	--	-------------------------

※1 コージェネレーション：電気と熱を同時に発生させる発電供給システムの総称。

※2 BCM：事業継続マネジメントの略。BCP 策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取り組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生				
項目		内容		担当課
1	道路機能等の確保	①	道路の通行機能を確保し、豪雨等による道路法面崩落等の通行支障を防止するため、道路防災対策が必要である。	耕地林務課 建設整備課 維持管理課
2	消防・救急体制の確保	①	効果的な救助救出活動のため、緊急交通路の運行機能確保、迅速な道路啓開体制を充実する必要がある。	危機管理課 建設整備課 維持管理課

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				
項目		内容		担当課
1	防災機関活動体制の確保	①	自衛隊、警察、消防、消防団等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足による影響を回避するため、広域消防と消防団詰所の耐震化対策が必要である。	危機管理課
2	地域防災力の充実強化	①	地域防災力の充実強化には、消防団や自主防災組織等の多様な主体が適切に役割分担しながら、相互に連携協力して取り組む必要がある。	危機管理課
3	広域化等による受援力の向上	①	被災地の消防力のみで救助・救急活動等が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備が必要である。	危機管理課
		②	大規模自然災害発生時に、救助・救急活動等にあたる自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点の整備や被害状況確認補助のためのヘリサインの整備を促進する必要がある。	危機管理課
4	消防・救急体制の確保	①	救助・救急活動等や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路の運行機能確保、迅速な道路啓開体制を充実する必要がある。	危機管理課 建設整備課 維持管理課

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱				
項目		内容		担当課
1	企業における防災体制の充実	①	企業の従業員等の安全確保を図るとともに一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」の改正等を踏まえた企業BCP等の策定を促進する必要がある。	商工労政課
2	帰宅困難者対策の充実	①	鉄道の運行情報の発信や早期の道路啓開、一時滞留場所の確保等の帰宅困難者対策が必要である。	危機管理課 建設整備課 維持管理課

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺				
項目		内容		担当課
1	医療機能の確保	①	医療施設の耐震化や非常用電源の確保などの推進が必要である。	健康推進課
		②	早期復旧のために、医療施設におけるBCP策定の促進などが必要である。	健康推進課
		③	医薬品等について、必要備蓄量を設定し、救急告示医療機関等でも備蓄すると同時に、調達・確保手段の多様化を促進する必要がある。	健康推進課
		④	災害拠点病院での傷病者の受入れ、災害現場での応急処置等を実施するDMAT（※）の出動・受入れ体制を充実させる必要がある。	健康推進課
2	医療機関団体との連携	①	三師会と災害時の医療救護活動協定を締結し、災害時における医療救護体制を構築するとともに、災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。	危機管理課 健康推進課
3	受援力の向上	①	適正な医療救護活動確保のため、医療救護班の受入れ体制やコーディネート機能の整備が必要である。	危機管理課 健康推進課
4	消防・救急体制の確保	①	救助・救急活動等や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路の通行機能確保、迅速な道路啓開体制を充実する必要がある。	危機管理課 建設整備課 維持管理課

5	電力・燃料等の確保	①	災害時のエネルギー確保の観点からコージェネレーション、燃料電池のほか、蓄電池、太陽光発電等の再生可能エネルギーを組み合わせた自立・分散型エネルギー供給システムの構築に取り組む必要がある。	施設所管課 危機管理課
---	-----------	---	---	----------------

※ DMAT：災害派遣医療チーム「Disaster Medical Assistance Team」の略で、「災害急性時に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのこと。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生				
項目		内容		担当課
1	感染症・食中毒等の防止	①	感染症拡大防止のため、飛沫感染防止策や消毒液等の備蓄品の見直し、被災者同士の間隔の広さの検討、体調不良者を隔離するための専用スペースの確保など、適切な感染症対策を講じる必要がある。	危機管理課 健康推進課
		②	被災地域における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況や動向調査を行い、健康診断の勧告等を行うなど迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行う必要がある。	健康推進課
		③	被災地域における食中毒の未然防止を図るため、平時から、衛生講習会等を実施し、食品衛生に関する意識向上を図るとともに、食品関係施設への衛生指導、市民への広報を行う必要がある。	健康推進課
2	衛生的な環境の確保	①	下水道（汚水処理）機能を確保するため、下水道施設（ポンプ場・管路等）の老朽化・耐震化対策の推進、早期復旧のためのBCPを適宜更新する必要がある。	下水道課
		②	避難所等において簡易トイレや手指消毒薬の備蓄などを行う必要がある。	危機管理課
		③	災害時の一般廃棄物（特に生活に伴うごみやし尿）の適正処理を確保するため、早期の収集運搬体制の確立、処理施設の強靱化などを定めた、廃棄物処理に関する処理計画を適宜改定する必要がある。	環境課
3	広域化等による連携強化	①	他県等における地方衛生研究所と相互協力体制を確立・強化する必要がある。	健康推進課
		②	市単独で衛生環境の保持が困難な場合に備え広域的な応援体制の構築や支援の調整を行う必要がある。	危機管理課 環境課

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
項目	内容	担当課
1 避難所の確保及び避難生活の充実	① 避難所（福祉避難所）の指定や避難者受入れ体制を確保する必要がある。	危機管理課 福祉課
	② 円滑な避難誘導や避難所の QOL（生活の質）確保等に向け、地域の実情に即した「地域版避難所運営マニュアル」の更新・充実等が必要である。	危機管理課
	③ 要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の指定を進めるとともに、福祉避難所の運営支援、福祉専門職の派遣やサービスに必要な福祉用具等の供給などの体制整備を図る必要がある。また、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備についても働きかける必要がある。	福祉課 高齢者介護課 障がい者支援課
2 災害時における心身の健康維持	① 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する必要がある。	健康推進課
	② 被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保や DPAT（災害派遣精神医療チーム）（※）の編成などが必要である。また、被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を整える必要がある。	健康推進課
3 動物救護体制	① 被災した動物の指定避難所への保護・収容を図るため、それぞれの避難所の特性に応じて飼養場所や飼養のためのルールを決めておく必要がある。また、長野県が行う放浪動物の保護・収容への協力体制の整備が必要である。	環境課 地域づくり課

※ DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team の略で、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、都道府県等によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害精神医療チームのこと。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員、施設等の被災による市役所機能の機能不全				
項目		内容		担当課
1	業務継続体制の維持	①	災害直後から非常時に優先すべき業務を適格かつ円滑に実施できるよう、BCP等の更新と、災害時の配備体制や緊急時における財務処理体制を確保する必要がある。	危機管理課 財政課 会計課
		②	行政機能を維持するため、市庁舎や出先機関等の耐震化や非常用電源の確保対策が必要である。	財産管理課 施設所管課
		③	公共施設における浸水対策を進める必要がある。	施設所管課
2	職員対応力の向上	①	災害対応職員が迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、災害対策本部指揮本部のマニュアル等の充実を図るとともに、図上訓練や防災訓練、研修等を実施することで、職員の災害対応に対する意識の向上をはじめ知識習得、対応能力の向上を図る。	危機管理課 職員課
3	関係機関等との連携強化	①	県、近隣市町村等と防災協定等により相互応援体制の強化を進める必要がある。	危機管理課
		②	迅速かつ効果的に災害応急対策を行えるよう民間事業者との防災協定の締結等を推進する必要がある。	各課

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止				
項目		内容		担当課
1	防災機器の整備	①	長野県防災行政無線、長野県河川砂防情報ステーション、防災情報システム(河川)等の機能維持のための保守、非常用電源の確保などが必要である。	危機管理課
2	関係機関との連携強化	①	大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、通信インフラに関わる事業者との連携や設備等を維持する必要がある。	危機管理課 行革デジタル推進課

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態				
項目		内容		担当課
1	情報伝達手段の多様化	①	防災情報メールやSNS等を活用した災害情報の発信等、情報発信手段の多様化が必要である。	危機管理課 秘書広報課

		②	避難所等においては、テレビ・ラジオ放送の中断等も想定し、情報の受け手に応じた手段で情報共有する仕組の構築が必要である。	危機管理課 地域づくり課
		③	防災情報を迅速かつ的確に収集し、市民に正確に伝えるため、Lアラートを活用する等、メディアとの連携体制の充実を図る。	危機管理課 秘書広報課
		④	訪日外国人への情報発信について、多言語化や文化の違いを考慮した情報の発信が必要である。	人権共生課 秘書広報課 地域づくり課
		⑤	情報の地図化等による伝達手段の高度化について検討を行う必要がある。	危機管理課
2	情報収集方法の多様化	①	移動系防災行政無線、テレビ、ラジオ、SNS等、様々な媒体を活用し情報を収集する必要がある。	危機管理課
		②	被災状況や市民の避難状況などの把握、迅速な応急活動のため、機動性の高い自転車等の活用について検討を行う必要がある。	危機管理課
		③	AI、IoT、クラウドコンピューティングなど、ICTの防災施策への活用が必要である。	危機管理課 行革デジタル推進課
3	情報発信機器の確保	①	災害関連情報のホームページのアクセス処理能力の確保が必要である。	危機管理課 行革デジタル推進課
4	避難行動支援	①	市民の避難行動を補完するため、各種ハザードマップの改定及び周知を進める必要がある。	危機管理課

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーン（供給連鎖）の寸断等による企業の生産力低下				
	項目		内容	担当課
1	企業における事業継続体制の支援	①	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下を防ぐため、ライフライン事業者や物流関係事業者を含む企業版BCPの策定を促進し、主体的に実施できるよう支援する必要がある。	危機管理課 商工労政課
2	交通機能の確保	①	国土軸のリダンダンシー（※）確保の観点から、広域交通インフラ（道路・鉄道）の整備を進める必要がある。	建設整備課 維持管理課

		②	物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路の通行機能確保、迅速な道路啓開体制を充実する必要がある。また、県と連携し、道路ネットワークや鉄道ネットワークの整備が必要である。	建設整備課 維持管理課
3	エネルギー等の確保	①	燃料の備蓄や企業との災害時の燃料供給に関する協定を締結するなどの燃料供給継続に向けた取り組みを進める必要がある。	危機管理課
		②	エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。	環境課
		③	ライフライン事業者に対し、災害により途絶した施設の応急措置や応急供給・サービス提供を行うよう求めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう連携を進める必要がある。	危機管理課

※ リダンダンシー：「冗長性」「余剰」を意味し、自然災害等による障害発生時に、一部区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質を示す。

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2 食料等の安定供給の停滞				
	項目		内容	担当課
1	関係機関の事業継続体制促進及び連携強化	①	食料品の安定供給の停止（集荷・分散機能の停止）を回避するため、JA や卸・小売業者等と災害時相互応援協定を締結するなど、災害時体制の構築が必要である。また、物流事業者の BCP/BCM の策定を促進する必要がある。	農政課 商工労政課
2	農業用施設の早期復旧体制構築	①	被災した農地や水路等の農業用施設の早期復旧に向けた体制の構築が必要である。	耕地林務課

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止				
	項目		内容	担当課
1	関係機関における事業継続体制支援及び連携強化	①	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐため、関連事業所の BCP や防災対策計画の策定を支援する必要がある。	危機管理課 商工労政課

		②	燃料の備蓄や企業との災害時の燃料供給に関する協定を締結するなどの燃料供給継続に向けた取り組みを進める必要がある。	危機管理課
		③	関連事業者に対し災害により途絶した施設の応急措置や応急供給・サービス提供を行うよう求めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう連携を進める必要がある。	危機管理課
2	再生可能エネルギー等の利活用促進	①	エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。	環境課
3	電力・燃料等の確保	①	災害時のエネルギー確保の観点からコージェネレーション、燃料電池のほか、蓄電池、太陽光発電等の再生可能エネルギーを組み合わせた自立・分散型エネルギー供給システムの構築に取り組む必要がある。	施設所管課 危機管理課

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止及び污水处理施設等の長期間にわたる機能停止				
	項目		内容	担当課
1	上下水道施設の確保	①	上下水道等の長期間にわたる供給・機能停止を防ぐため、上水道施設（管路・浄水施設・配水池等）や污水处理施設（ポンプ場・管路等）の老朽化・耐震化対策を進めるとともに、早期復旧のためのBCPを適宜更新する必要がある。	上水道課 下水道課
2	広域化等による連携強化	①	災害時の相互応援協定等を基本とした水道事業者間での連携強化の働きかけや水の確保のための広域的な応援体制の構築などが必要である。	上水道課
		②	仮設トイレ等のし尿適正処理の広域的な支援の要請・調整を行う必要がある。	環境課

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止				
	項目		内容	担当課
1	交通インフラの整備・耐震化	①	広域交通インフラ（道路・鉄道）、鉄道ネットワークや道路ネットワークの整備、道路施設や鉄道施設等の防災対策を進める必要がある。	建設整備課 維持管理課

2	道路の早期啓開	②	救助・救急活動等や物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路の通行機能確保、迅速な道路啓開体制を充実する必要がある。	建設整備課 維持管理課
---	---------	---	--	----------------

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生				
項目		内容		担当課
1	都市の不燃化対策	①	都市の不燃化を促進するため、防火、準防火地域の指定等を行う必要がある。	都市計画課
		②	広幅員道路の整備等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。	
		③	区画整理事業、市街地再開発事業、道路・街路整備事業、公園整備事業などの市街地整備や施設整備により、良質な市街地形成を進める必要がある。	
2	空き家等の適正管理	①	大規模火災時の延焼防止のため、老朽住宅や危険空き家の除去等を特定行政庁（県）や関係機関との連携により進める必要がある。	移住定住推進課
3	消防・救急体制の充実		大規模火災による被害を軽減するため、消防防災施設や消防車両等の計画的な整備を行い消防力の充実強化を図るとともに、消防団の活動強化や消防水利の確保等を進める必要がある。	危機管理課
4	消防体制の広域化		緊急消防援助隊等の受入れ体制整備等、消防体制の広域化について検討する必要がある。（松本広域消防局）	危機管理課
5	防災意識の向上	①	市民の防災意識の向上を図るため各種啓発活動や防災訓練を実施する必要がある。	危機管理課
		②	文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消防用設備等の設置対策などを行う必要がある。	文化課
6	危険性の周知	①	市民が災害の危険性を事前に把握するため、地震防災マップを改訂し、周知を進める必要がある。	危機管理課
7	避難行動支援	①	市民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所や一時避難場所の指定などを進め、周知する必要がある。	危機管理課
		②	災害時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、「避難行動要支援者名簿」の更新などを行う必要がある。	福祉課

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺				
項目		内容		担当課
1	交通麻痺予防	①	交通麻痺を防ぐため、緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、インフラ施設の老朽化・耐震化対策などが必要である。	建設整備課 維持管理課
2	道路の早期啓開	①	緊急交通路の通行機能確保、迅速な道路啓開体制を充実する必要がある。	危機管理課 建設整備課 維持管理課

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生				
項目		内容		担当課
1	土砂、山地災害対策	①	防災インフラ等の損壊・機能不全を防ぐため、ため池の防災・減災対策や森林整備などを実施する必要がある。	危機管理課 耕地林務課
		②	豪雨等で流出堆積した流木・土砂を早期に撤去することが必要である。	耕地林務課 維持管理課
2	避難指示等の適正化	①	避難指示等の判断及び市民への情報伝達ができるよう避難指示等の判断・伝達マニュアルの改訂を行う必要がある。	危機管理課
		②	防災行政無線や SNS の活用など、情報伝達手段の多重化に取り組む必要がある。	危機管理課
		③	市民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を進める必要がある。	危機管理課 人権共生課 秘書広報課 地域づくり課

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃被害の発生				
項目		内容		担当課
1	有害物質の拡散防止	①	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、火薬類・高圧ガス製造事業者の保安対策、管理化学物質の適正管理、有害物質（石綿・PCB）の拡散防止対策などが必要である。	環境課

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃			
項目	内容		担当課
1 土砂・山地災害対策及び早期復旧	①	農地・森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、被災農地・森林等の早期復旧、森林整備などの施策が必要である。	農政課 耕地林務課
	②	農地・森林等の荒廃を防ぐための、鳥獣害対策の強化、自然公園等の整備やボランティアなどによる森林整備・保全活動等の推進が必要である。	農政課 耕地林務課

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態			
項目	内容		担当課
1 処理体制の確保	①	災害廃棄物の適正処理に関する収集運搬体制の確立、施設の強靱化などを定めた、災害廃棄物処理計画を適宜改定する必要がある。	環境課
	②	被災地のみで衛生環境の保持が困難な場合に備え、広域的な応援体制の構築や支援の調整を行う必要がある。	環境課
2 人材育成	①	家庭等から災害廃棄物を早期に搬出するためには、災害ボランティアによる支援が不可欠であることから、災害ボランティアの登録制度の拡大を図る必要がある。	障がい者支援課
	②	ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修などを実施する必要がある。	障がい者支援課

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			
項目	内容		担当課
1 被災者支援体制の強化	①	早期の被災者支援のため、罹災証明発行及び住家被害認定を迅速に行えるよう、システム整備も含めた体制づくりが必要である。	行革デジタル推進課 税務課

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失				
項目		内容		担当課
1	文化財の防災対策	①	貴重な文化財や環境的資産の喪失を避けるため、文化財の防災対策等として、所有者・管理者の防災意識啓発、文化財保存活用地域計画の策定、消防用設備等の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。	文化課
2	地域コミュニティの維持	①	地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失を回避するため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保、被災者の生活再建支援（雇用機会の確保など）など被災者生活再建支援の充実を図る必要がある。	商工労政課 建築住宅課

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				
項目		内容		担当課
1	土地活用体制の充実	①	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、地籍調査による土地境界の確定、復興に向けた土地利用方針の早期公表、住宅等の早期供給体制の整備、中小企業等の事業再開のための措置などの施策が必要である。	商工労政課 維持管理課 建築住宅課

【別紙 2】 (安曇野市国土強靱化地域計画19ページ「2.具体的な取り組み」)

重点的に実施する具体的な取り組み

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
	3 必要不可欠な行政機能は確保する
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
	5 経済活動を機能不全に陥らせない
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

※各施策内容の「事前に備えるべき目標」は、上記の1～8（【別紙1】の脆弱性評価結果の目標1～8）に該当

【個別施策分野】

(1) 行政・消防機能・防災教育等

◆施策内容

1 公共施設等の減災対策の推進	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●	●	●	●				
<p>① 市民、利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、庁舎や学校、市営住宅などの市有建築物や避難場所となる施設・都市施設等の整備ならびに地震対策及び長寿命化対策、非常用電源設備等の整備及び各施設における浸水対策を行う。</p>									

2 業務継続体制の強化	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●	●	●				●
<p>① 既存の安曇野市職員災害時初動対応マニュアル及び各部の初動対応マニュアルや市BCPについて、随時、検証や見直しを行い、必要な体制整備の強化を図るとともにBCM（事業継続マネジメントの略）を実施する。</p> <p>② 災害時に適切な応援を受けることができるよう、災害時の応援協定締結団体との連携を強化する。</p>									

3 災害発生時の配備体制	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●	●	●				●
<p>① ICT を活用して、職員の安否確認や情報共有体制を強化し、災害時の配備体制を確実にするとともに、さまざまな訓練等を通じて、災害対応にあたる職員の災害対応能力の向上を図る。</p> <p>② 防災行政無線等を活用し、関係機関相互の迅速かつ確実な情報連絡及び連携体制を確保し、被害状況の早期確認、災害情報の収集を行う。</p> <p>③ 避難所開設や罹災証明の発行事務など、迅速な初動体制の確保に向け、災害対応体制の強化を図る。</p>									

4 財務処理体制の確保	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標			●					●
<p>① 自然災害発生後に、停電等が発生した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行えるよう、実効性を確保する。</p>									

5 安全な避難体制及び避難所生活環境の確保	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●	●					●	
<p>① 安全な避難を行うため、指定避難所（福祉避難所）及び指定緊急避難場所の指定や、民間宿泊施設との協定締結等を進める。</p> <p>② 避難受入れ体制の確保、スムーズな避難誘導や避難者のQOL（生活の質）確保等について、必要に応じ避難所運営マニュアルの改訂を行い、適切な運営に努める。</p> <p>③ 食料や燃料等については、必要な備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立する。</p> <p>④ 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。</p> <p>⑤ 感染症流行禍においては、避難所における感染症拡大防止のため、飛沫感染の防止策や避難者同士の間隔の広さの検討、体調不良者を隔離するための専用スペースの確保など、適切な感染症対策を講じる。</p>									

6 消防・救急体制の確保	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●	●	●				●	
<p>① 大規模火災による被害を軽減するため、消防防災施設や消防車両等の計画的な整備を行い消防力の充実強化を図るとともに消防団の活動強化や消防水利の確保等を進める。</p> <p>② 消防力強化に向けた効果的な救助・救急活動のための必要な装備を充実させる。</p>									

7 広域的な応援・受援体制の充実	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●	●	●				●	
<p>① 被災地のみで救助・救急活動が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点の整備を進める。</p> <p>② 受援力向上、被害状況確認補助のため、ヘリサインの整備を促進する。</p> <p>③ 県、近隣市町村等と防災協定等により相互応援体制の強化を進めるとともに、民間事業者との防災協定の締結等を推進する。</p>									

8 防災教育等の推進	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●						●	
<p>① 園児、児童、生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、市立学校等において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な防災訓練及び防災教育を実施する。</p>									

◆重要業績指標（KPI）

重要業績指標名	現状値	目標値
災害時応援協定締結数	62件（R2）	86件（R9）
消防団員数の確保	879人（R2）	950人（R9）
消防団詰所の統合及び更新	40棟（R2）	37棟（R9）

(2) 住宅・都市

◆施策内容

1 都市の不燃化の促進	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●						●	
<p>① 地震等に伴う市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災発生防止のため、防火・準防火地域、建築基準法第22条区域の指定、広幅員道路の整備等による延焼遮断帯の整備などまちの不燃化対策を進める。</p> <p>② 区画整理事業、道路・街路、公園等の整備などによる市街地整備や施設整備により、災害に強い良質な市街地形成を進める。</p>									
2 住宅・建築物の耐震化	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●	●					●	
<p>① 「安曇野市耐震改修促進計画」に基づき、民間住宅及び建築物の耐震化を促進する。</p> <p>② ブロック塀等の耐震対策を促進する。</p> <p>③ 老朽住宅や危険空き家による災害危険性の増大を防ぐため、所有者への働きかけ等の対策を講じる。</p>									
3 上下水道の供給・機能確保の推進	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●	●			●	●		
<p>① 上水道施設、管路の老朽化や耐震化対策を進めるとともに、早期復旧ができるよう、上水道業務継続計画により、水道事業者間の連携及び広域的な応援体制構築の働きかけを行う。</p> <p>② 被災時に下水道（汚水処理）機能を確保するため、ポンプ場、管渠等の老朽化・耐震化対策や下水道業務継続計画の運用を進める。</p>									
4 文化財施設等の保護	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標							●	●
<p>① 文化財の所有者、管理者の防災意識を啓発し、消防用設備等の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかけ、文化財保護事業補助金等の利用促進を行う。</p>									

5 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の早期確保	事前に備えるべき目標	1	2	3	4	5	6	7	8
			●			●		●	●
<p>① 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、地籍調査による土地境界の確定、復興に向けた土地利用方針の早期公表、住宅等の早期供給体制の整備、中小企業等の事業再開のための措置などを行う。</p> <p>② 被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保に向け、関係機関との連携体制の確立を図る。</p>									

◆重要業績指標（KPI）

重要業績指標名	現状値	目標値
住宅における耐震化率	83.9% (H30)	92.0% (R7)
多数の者が利用する特定建築物の耐震化率	94.0% (H30)	95.0% (R7)
重要給水施設への主要管路耐震化率	32.1% (R2)	71.8% (R8)

(3) 保健医療・福祉

◆施策内容

1 医療・福祉関係施設における 災害対応体制の強化	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●						
① 医療施設や福祉施設等の機能確保のため、施設の耐震化や非常用電源の確保を促進する。 ② 利用者等が迅速に避難できるようマニュアルの整備や訓練の実施を働きかける。									
2 医療関係団体との連携による 医療物資等備蓄の促進	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●						
① 医薬品や燃料等について、災害拠点病院等での備蓄に加え、安曇野市医師会・安曇野市歯科医師会・安曇野市薬剤師会と協力し、関係団体における流通備蓄を進める。									
3 避難行動要支援者支援の充実	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●	●					●	
① 避難行動要支援者支援のため、民生委員・児童委員等と協力し、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、避難行動要支援者名簿の活用や更新を行う。									
4 DMATや他自治体からの受 援体制	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●						
① 適切な医療救護活動が実施されるよう、DMATや他自治体からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能の整備を進める。									
5 被災者のこころの健康支援の 充実	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●						
① 被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保などを整備する。 ② 被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を整備する。									

6 感染予防・衛生環境の維持	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●						
<p>① 被災地域における感染症の拡大を抑えるため、松本保健所と連携して感染症の発生状況や動向調査を行い、被災地における感染予防や衛生環境の維持を推進する。</p> <p>② 避難施設内における感染症の拡大の未然防止を図るため、平時から、手洗い、咳エチケットなどの基本的な対策の徹底等の感染症対策について、市民への普及啓発を実施する。</p> <p>③ 被災地域における食中毒の未然防止を図るため、平時から、食品衛生に関する意識向上を図るため、市民への普及啓発を実施する。</p>									

7 避難者の健康管理	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●						
<p>① 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。</p> <p>② 要配慮者について、避難生活を支援するため福祉避難所の早期開設や運営支援、福祉専門職の派遣など、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を行う。</p>									

◆重要業績指標（KPI）

重要業績指標名	現状値	目標値
避難行動要支援者名簿提供同意率	64.2% (R2)	100.0% (R4)

(4) 環境・エネルギー

◆施策内容

1 エネルギー供給の確保	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●	●	●	●	●		
<p>① 電力の供給停止に備え、庁舎や避難施設などにおける非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等を進めるとともに、燃料供給に関する協定を締結するなどの燃料供給継続に向けた取り組みを進める。</p> <p>② エネルギー供給源の多様化のため、コージェネレーション、再生可能エネルギー等を組み合わせた自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池、電気自動車の利活用等を促進する。</p>									
2 災害廃棄物の処理体制の確保	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●						●
<p>① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画により災害廃棄物処理体制の確立や処理施設の強靱化等を進めるとともに、他市と連携した広域的な処理体制の整備を図る。</p>									
3 有害物質の拡散防止	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標							●	
<p>① 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、火薬類・高圧ガス製造事業者の保安対策、管理化学物質の適正管理、有害物質（石綿・PCB）の拡散防止対策を進める</p>									

(5) 情報通信

◆施策内容

1 市民等への情報伝達手段の多様化	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標				●			●	
<p>① 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）、屋外スピーカーや緊急速報メール（エリアメール）、ホームページやSNS等を用いて、情報発信手段の多様化に取り組み、市民へ避難情報等が確実に伝わるよう努める。</p> <p>② 訪日外国人に対しては、関係機関と連携し、多言語化や文化の違いを考慮した情報をホームページやSNSなどを活用して発信を行う。</p> <p>③ インターネットでの情報の入手が困難で、高齢者や障がい者等の早めの避難行動が必要な方に緊急告知機能付き防災ラジオなどにより、情報の伝達をプッシュ型で行うなど、災害情報の自動配信サービスを充実する。</p>									

2 防災行政無線等の適正管理	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標				●			●	
<p>① 安曇野市防災行政無線を活用した関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保し、適正な維持管理及び運用を図る。</p> <p>② AI、IOT、クラウドコンピューティング等を活用して、災害関連情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、メディア等との連携体制の充実を図る。</p> <p>③ 情報の地図化等により災害情報の伝達手段の高度化を図る。</p>									

(6) 産業・農業

◆施策内容

1 企業等における事業継続体制の確立に向けた支援	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●			●	●		
<p>① サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下を防ぐため、企業版BCPの策定促進を行うとともに、ライフライン事業者、物流関係事業者のBCPの策定を促進し、ライフライン・交通ネットワークの確保を行う。</p> <p>② 中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体等と連携して、中小企業の主体的な事業継続計画への取り組みを支援する。</p>									

2 帰宅困難者対策の充実	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●			●			
<p>① 企業の従業員等の安全確保を図るとともに一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、事業所防災計画等の策定を促進する。</p>									

3 中小企業者・農林業者への復興支援の充実	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標					●		●	
<p>① 被災時に中小企業への金融支援措置、被災農林業者への経営支援などを行う。</p> <p>② 中小企業者の復興に向けた支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保する。</p> <p>③ 大規模災害により被災した農業者、中小企業等の復興に向けた支援施策・制度等の情報を、的確に提供するため、情報提供体制を強化する。</p>									

4 農地・森林等の復旧対策、ため池の防災対策	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●						●	
<p>① 農地、森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、被災農地や水路、森林等の早期復旧に向けた体制の構築を進めるとともに、ため池の防災・減災対策などを促進する。</p>									

5 農地・森林等の保全	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●						●	
<p>① 農地等の荒廃を防ぐため、鳥獣被害対策の強化や農業水路等の老朽化対策を推進する。</p> <p>② 森林の持つ水源涵養をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、森林整備・保全活動等を促進する。</p>									

◆重要業績指標（KPI）

重要業績指標名	現状値	目標値
林内路網	32.5m/ha (R2)	31.7m/ha (R4)

(7) 交通・物流

◆施策内容

1 幹線道路網等の整備及び維持管理	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●	●			●	●	●	
<p>① 物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、必要な道路整備や緊急交通路等の橋梁耐震化、無電柱化、沿道建築物の耐震対策の整備、照明柱や標識柱の倒壊対策等を推進する。</p> <p>② 豪雨時による道路法面の崩落防止やアンダーパスの冠水対策などの道路防災対策や、警察署との連携により道路の事前通行規制の手法の検討等を進める。</p> <p>③ 救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、迅速な道路啓開体制の充実に図る。</p> <p>④ 道路の機能確保のため、必要な舗装修繕、橋梁長寿命化対策を推進する。</p> <p>⑤ 主要幹線道路について国・県へ整備促進を要望し事業調整を行う。</p>									

2 交通インフラの防災対策	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●			●	●		
<p>① 交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、鉄道ネットワークや道路ネットワークの整備、広域交通インフラ（道路・鉄道）、鉄道施設等の防災対策を進める。</p>									

3 帰宅困難者対策	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●						
<p>① 帰宅困難者対策として、一時滞在施設の確保や鉄道の運行情報等の発信方法の整備を進めるまた、徒歩帰宅ルートの通行機能を確保するため、沿道のブロック塀等の安全対策や歩道の整備等を推進する交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、鉄道ネットワークや道路ネットワークの整備、広域交通インフラ（道路・鉄道）、鉄道施設等の防災対策を進める。</p>									

◆重要業績指標（KPI）

重要業績指標名	現状値	目標値
歩道整備率（改良済5.5m以上）	70.4%（R2）	72.7%（R4）

(8) 国土保全

◆施策内容

1 都市型水害対策	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●	●			●	●	●	
① 市街地等の浸水被害を軽減するため、下水道施設、水路等の都市基盤施設の整備等を進める。									

2 河川等・水路の管理体制	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●						●	
① 河川・水路のテレメータの保守や、非常用電源の確保などを進め、機能維持を行うまた、河川の水位情報収集のため、河川管理者と連携する。									
② 国・県が管理する河川について河川整備等の治水対策を要望し事業調整を行う。									

3 土砂災害対策の強化	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●					●	●	
① 土砂災害対策や山地災害対策などの施設整備を進める。									
② 土砂災害から人命を守るため、ハザードマップ等の更新や活用、土砂災害発生リスクの周知を行うとともに、避難体制の確保を行う。									
③ 豪雨等により流出した流木・土砂を早期に撤去する体制の確保を行う。									
④ 国・県に対して土砂災害に対する砂防事業、急傾斜崩壊対策事業等の促進を要望し事業調整を行う。									

4 防災行動の普及啓発	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●						●	
① 暴風や洪水などの風水害に備え、防災行動を実行するためのタイムラインの策定を進める。									

◆重要業績指標（KPI）

重要業績指標名	現状値	目標値
土砂災害危険箇所存在区における避難体制づくりの取り組み率	43.8% (R2)	48.5% (R4)

【横断的分野】

(1) リスクコミュニケーション

◆施策内容

1 避難行動の周知啓発	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●						●	
① 住民が災害の危険性を事前に把握できるよう、洪水ハザードマップや地震防災マップ等の改訂を行う。									

2 防災訓練の充実	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●						●	
① 市民の防災意識の向上を図るため、様々な機会を活用した各種啓発活動や防災訓練の実施を進める。									

3 住宅における防災意識の普及啓発	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●						●	
① 各家庭において、家具の固定などの安全対策や、食料等の備蓄、通電火災を防ぐために感震ブレーカーなどの普及啓発を実施する。									

4 地域における防災意識の普及啓発	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標	●						●	
① 地域コミュニティを維持するため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材の調達・確保のための連携体制の確立、雇用機会の確保などの被災者生活再建支援を実施する。 また、文化財の所有・管理者の防災意識啓発など、防災対策を実施する。									

(2) 人材育成

◆施策内容

1 被災者支援対応人材の育成	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標			●					●
① 早期の被災者支援のため、罹災証明発行及び住家被害認定を迅速に行えるよう研修等を実施する。									

2 災害ボランティアの充実	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●						●
① 災害から早期に復旧するには、災害ボランティアによる支援が不可欠であることから、災害ボランティアの登録制度の拡大、登録者数の増加、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修などを実施する。									

3 地域の研修の開催	事前に備える	1	2	3	4	5	6	7	8
	べき目標		●						●
① 地域防災力の向上に向けて、自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等、地域の自主防災組織の中核となる人材の育成を進め、自主防災組織の強化を図る。									

◆重要業績指標（KPI）

重要業績指標名	現状値	目標値
市メール配信サービスの登録者数	7,023人 (R2)	10,000人 (R9)
緊急告知機能付き防災ラジオの普及台数	4,333台 (R2)	8,000台 (R9)

【別表】

「安曇野市国土強靱化地域計画」個別事業

○ここに記載されている事業は、「安曇野市国土強靱化地域計画」に掲げる施策分野ごとの推進内容に関連する取り組みです。今後、各施策の進捗状況や国等の動向を踏まえて、適時見直しを行います。

施策分野【行政・消防機能・防災教育等】

施策内容	事業名	交付金・補助金名	事業概要等	事業箇所	現状値	目標値	担当課
公共施設等の減災対策の推進	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水利施設保全管理整備交付金	農業用水利施設（水路、ゲート、頭首工）の更新	市内農業水利施設	—	—	耕地林務課
	農村地域防災減災事業	農村地域防災減災事業費補助	農業用水利施設（水路、ゲート、頭首工、揚水機）の撤去、更新	市内農業水利施設	—	—	耕地林務課
	公園施設長寿命化対策支援事業	防災・安全交付金	公園施設更新等（水飲み、ベンチ等）	龍門淵公園	—	—	都市計画課
	公園施設長寿命化対策支援事業	防災・安全交付金	公園施設更新等	市内都市公園等	—	—	都市計画課
	公営住宅等長寿命化事業（公営住宅等ストック総合改善事業）	社会資本整備総合交付金	公営住宅等の改修	市営住宅、特定公共賃貸住宅	—	—	建築住宅課
	学校施設長寿命化	学校施設環境改善交付金	建築から40年以上経過する学校施設の長寿命化	全小中学校	R3年度末に建築40年を経過する9校	全ての学校の長寿命化	学校教育課

業務継続体制の強化	小規模保育施設整備事業	○保育所等整備交付金 ○保育対策総合支援事業費補助金	多様な保育ニーズに応え、3歳未満児の受け皿を確保するとともに、公立園が被災した場合には、当該園児の一時的な保育の場として利用できるよう、小規模保育施設の整備	市内全域	整備状況 6 園 (小規模保育施設) (R3)	整備状況 10 園 (小規模保育施設) (R8)	こども園 幼稚園課
	公営住宅整備事業(公営住宅等整備事業)	社会資本整備総合交付金	公営住宅の建設、買取り、借上げ等	市営住宅	—	—	建築住宅課
消防・救急体制の確保	耐震性防火水槽新設・更新事業	消防防災施設整備費補助金	R5 から隔年 2 基 40 m ³	市内	372 基(566 基内) (R3)	372 基	危機管理課
	消防団車両更新事業	防災基盤整備事業(起債)	ポンプ車 3 台、可搬ポンプ積載車 11 台、指揮広報車 3 台	消防団 消防団本部	48 台 (R4)	46 台 (R10)	危機管理課
	消防団詰所更新・統廃合事業	—	統合詰所 2 棟、詰所更新 3 棟、用地取得 4 件	消防団詰所	39 詰所 (R4)	36 詰所 (R13)	危機管理課

施策分野【住宅・都市】

施策内容	事業名	交付金・補助金名	事業概要等	事業箇所	現状値	目標値	担当課
都市の不燃化の促進	社会資本整備総合交付金事業	防災・安全交付金	土地区画整理事業による基盤整備	市内用途地域内	—	—	都市計画課
	街路事業	防災・安全交付金	都市計画道路の整備	市内都市計画道路	—	—	都市計画課

住宅・建築物の耐震化	豊科保健センターエレベーター耐震工事	—	エレベーターの耐震工事	豊科保健センター	—	—	健康推進課
	住宅・建築物耐震改修促進事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	○社会資本整備総合交付金（国） ○住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金（県） ○住宅耐震改修促進事業補助金（市）	旧耐震基準で建築された住宅等の耐震対策事業に対する支援	個人が所有する住宅等	住宅の耐震化率 83.9% (H30)	住宅の耐震化率 92% (R7)	建築住宅課
	宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地変動予測調査）	社会資本整備総合交付金	大規模盛土造成地（7箇所）の安全性の把握	市内7箇所	—	—	建築住宅課
上下水道の供給・機能確保の推進	上水道重要給水施設配水管整備事業	生活基盤施設耐震化等補助金	重要給水施設への主要管路の耐震化 対象管路 64.7 km	市内全域	主要管路耐震化率 22.5% (H28)	主要管路耐震化率 71.8% (R8)	上水道課
	非常用電源設備整備事業	—	停電事故による大規模な断・減水による影響の軽減 対象施設 8施設	主要配水池	整備率 25% (H28)	整備率 100% (R8)	上水道課
	濁度計設置事業	—	地震等の影響により、揚水井戸内で発生した濁り水の配水池内流入防止 対象施設 8施設	主要配水池	整備率 25% (H28)	整備率 100% (R8)	上水道課
	上水道事業業務継続計画（BCP）	—	早期復旧のためのBCPを適宜更新	—	策定済 (R3策定)	修正・更新	上水道課

	ストックマネジメント支援事業	防災・安全交付金	老朽化したマンホールポンプの再構築	市内全域	改築更新率 0% (R3)	改築更新率 9箇所 17% (R8)	下水道課
	ストックマネジメント支援事業	防災・安全交付金	腐食環境下による管路施設の再構築	市内	改築更新率 0% (R3)	改築更新率 1箇所 100% (R8)	下水道課
	耐水化対策	—	耐水化を図るため扉の再構築	市内	改築更新率 0% (R3)	改築更新率 1箇所 100% (R8)	下水道課
	農村整備	農山漁村地域整備交付金	機械電気設備の再構築	市内	改築更新率 0% (R3)	改築更新率 1箇所 100% (R8)	下水道課
	管きよ接続整備	社会資本整備総合交付金	污水处理施設の統廃合による再構築 (公共)	市内	改築更新率 0% (R3)	改築更新率 1箇所 100% (R8)	下水道課
	管きよ接続整備	農山漁村地域整備交付金	污水处理施設の統廃合による再構築 (農集)	市内	改築更新率 0% (R3)	改築更新率 1箇所 100% (R8)	下水道課
	下水道事業業務継続計画 (BCP)	—	早期復旧のための BCP を年 1 回更新	—	策定済 (H27 策定)	修正・更新	下水道課
文化財施設等の保護	文化財の修理及び復旧事業	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費	国史跡等の保存と活用を図るための整備・復旧等に対する支援	市内	—	—	文化課

施策分野【保健医療・福祉】

施策内容	事業名	交付金・補助金名	事業概要等	事業箇所	現状値	目標値	担当課
避難行動要支援者支援の充実	災害時避難行動要支援者名簿作成事業	—	災害対策基本法に基づき避難行動要支援者支援のため、避難行動要支援者名簿の更新を行い、区長、民生児童委員等への名簿提供	市内全域	名簿提供同意率 64.2% (R2)	名簿提供同意率 100%	福祉課
感染予防・衛生環境の維持	保健医療救護事業	—	感染症対策用品および医療救護所用医療資材の備蓄	保健センター 5箇所	—	—	健康推進課

施策分野【環境・エネルギー】

施策内容	事業名	交付金・補助金名	事業概要等	事業箇所	現状値	目標値	担当課
災害廃棄物の処理体制の確保	災害廃棄物処理体制整備	—	安曇野市災害廃棄物処理計画に基づき、大量に発生する災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が行える体制の整備	市内全域	—	—	環境課
有害物質の拡散防止	アスベスト飛散防止対策事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	○社会資本整備総合交付金（国） ○アスベスト飛散防止対策事業補助金（県・市）	吹付けアスベストの除去等に対する支援	対象建築物	—	—	建築住宅課

施策分野【産業・農業】

施策内容	事業名	交付金・補助金名	事業概要等	事業箇所	現状値	目標値	担当課
企業等における事業継続体制の確立に向けた支援	地域総合振興事業	—	商工会が実施する中小企業の事業継続計画策定への取り組み支援	市内全域	—	—	商工労政課
中小企業者・農林業者への復興支援の充実	経済対策事務局会議の開催	—	企業支援について商工会・観光協会との連携・協力体制の確保	市内全域	—	—	商工労政課
農地・森林等の保全	森林基盤整備事業	農山漁村地域整備交付金	林道改良工事 落石防護柵の設置	林道烏川線	—	—	耕地林務課
	鳥獣被害防止総合対策交付金鳥獣被害防止総合支援事業	農山漁村活性化対策推進交付金	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援 二ホンザルの捕獲	市内	—	—	耕地林務課
	農業農村基盤整備事業	農山漁村地域整備交付金	農地整備 農業用排水施設整備	市内	—	—	耕地林務課
	多面的機能支払交付金事業	多面的機能支払交付金	農地の多面的機能維持活動に対する支援	市内	取り組み率 58% (R2)	年1%増	耕地林務課

施策分野【交通・物流】

施策内容	事業名	交付金・補助金名	事業概要等	事業箇所	現状値	目標値	担当課
幹線道路網等の整備及び維持管理	道路ネットワーク事業	社会資本整備総合交付金事業	道路改良	市道穂高 1-6号	—	—	建設整備課
	道路ネットワーク事業	社会資本整備総合交付金事業	安曇野市道路整備推進計画に基づく他、緊急に対策が必要な箇所における道路改良	幹線道路	—	—	建設整備課
	生活空間の安全確保事業	交通安全対策補助事業	歩道設置	市道豊科 1-24号 " 1-29号 " 2209号 市道堀金 1-1号	—	—	建設整備課 維持管理課
	生活空間の安全確保事業	交通安全対策補助事業	通学路合同点検に基づく他、必要な対策	通学路	—	—	建設整備課 維持管理課
	舗装修繕事業	防災・安全交付金	舗装修繕	市道穂高 1-20号 他	—	—	維持管理課
	舗装修繕事業	防災・安全交付金	安曇野市舗装修繕計画に基づく他、舗装の破損が著しい箇所における舗装修繕	市道	—	—	維持管理課
	市道新設改良事業(交付金)	(地域)高規格ICアクセス道路	災害時の第1次緊急輸送道路として整備される松本糸魚川連絡道路へのアクセス道路の整備	豊科光 明科光 明科中川手	—	—	建設整備課
	市道新設改良事業(交付金)	—	赤沢橋架け替えを含む市道改良	三郷小倉	—	—	建設整備課

	道路関係同盟会事業	—	事業促進のため、国・県に対する関係市町村との同盟会活動	市内の国道、県道	—	—	建設整備課
	街路事業	防災・安全交付金	都市計画道路の整備	市内都市計画道路	—	—	都市計画課
交通インフラの 防災対策	橋梁長寿命化修繕事業	道路メンテナンス事業補助	安曇野市橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検及び修繕や耐震対策	橋梁、跨線跨道橋	—	—	維持管理課
	除雪・融雪事業	社会資本整備総合交付金事業	除雪・融雪事業に必要な作業車の更新、修繕	除雪・融雪指定路線	—	—	維持管理課

施策分野【国土保全】

施策内容	事業名	交付金・補助金名	事業概要等	事業箇所	現状値	目標値	担当課
都市型水害対策	冠水対策事業	防災・安全交付金	市道地下道の雨水排水装置更新、修繕	市道地下道	—	—	維持管理課
	内水対策事業	—	万水川下流域の内水対策に係る、ハード対策及びソフト対策	万水川下流域	—	—	建設整備課
	内水対策事業（犀川）	—	犀川流域の内水対策のため、排水ポンプ車、排水用ポンプ等の運用と排水樋門の維持管理	犀川	—	—	維持管理課
	河川関係同盟会事業	—	事業促進のため、国・県に対する関係市町村との同盟会活動	市内の国、県管理河川	—	—	建設整備課

	下水道事業(市街地排水路・都市下水路)	防災・安全交付金	市街地の排水路、下水路等の整備及び長寿命化	拠点市街区域及び準拠点市街区域	—	—	都市計画課
河川等・水路の管理体制	水害対策事業	防災・安全交付金	定期的な浚渫や支障木撤去による越水対策及び河川改修	準用河川、普通河川	—	—	建設整備課 維持管理課
土砂災害対策の強化	土砂災害対策事業	防災・安全交付金	地すべり、土石流、土砂崩落対策	市道法面	—	—	建設整備課
	県営新設改良事業負担金	—	県営事業の地元負担金を負担し、市内危険箇所の改善と道路網を整備	市内全域	—	—	建設整備課
	国県事業推進事業	—	土砂災害危険箇所存在区における避難体制づくりの支援	市内の土砂災害危険箇所存在区	12.0% (H28)	48.5% (R4)	建設整備課 危機管理課
	災害危険住宅移転事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)	○社会資本整備総合交付金(国) ○災害危険住宅対策事業補助金(県) ○災害危険住宅移転事業補助金(市)	災害危険住宅の移転に対する支援	土砂災害特別警戒区域、災害危険区域	—	—	建築住宅課

横断的分野【リスクコミュニケーション】

施策内容	事業名	交付金・補助金名	事業概要等	事業箇所	現状値	目標値	担当課
避難行動の周知啓発	防災マップ改定事業	防災・安全交付金	浸水想定区域や避難箇所等を記載したハザードマップの修正・更新	—	策定済 (H28 策定 ・R2 改定)	修正・更新	危機管理課